

第 1 編

計画の策定

- 第1節 計画の趣旨
- 第2節 基本理念
- 第3節 計画の位置付け
- 第4節 計画期間及び計画変更
- 第5節 関係機関等の役割分担
- 第6節 関係機関等の連携体制
- 第7節 計画の実績評価

第1編 計画の策定

第1節 計画の趣旨

宮城県地域医療計画は、切れ目のない医療を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために、宮城県における医療を取り巻く現状と課題を把握した上で、施策の方向を明らかにする行政計画です。

本計画は、医療機関や関係機関に対し、今後の医療提供体制を検討していくに当たっての基本的な方向性を示すとともに、県民に対しては、良質かつ適切な医療を受ける際の参考となる基本的情報を提供するものです。

第8次宮城県地域医療計画（以下「第8次計画」という。）では、これらの対応が適切に行えるよう、次の経緯を踏まえ、所要の見直しを行いました。

1 計画改正の経緯

宮城県では、昭和63（1988）年に「宮城県地域保健医療計画」を策定して以来、数次の見直しを行いながら、県民の医療に対する安心と信頼の確保を目指し、各種医療施策に取り組んできました。

平成28（2016）年には、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である「宮城県地域医療構想」を策定し、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化・連携に向けた取組を一体的に進めてきました。

しかし、第7次宮城県地域医療計画（以下「第7次計画」という。）の期間中には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国では、局所的な病床・人材不足の発生や、感染症対応も含めた医療機関間の役割分担・連携体制の構築など、地域医療の様々な課題が浮き彫りになったところです。

今後、こうした新興感染症の拡大時に機動的な対策を講じるためには、地域の行政・医療関係者の間であらかじめ必要な準備を行っておく必要があることから、令和3（2021）年の医療法改正によって、第8次計画では「新興感染症発生・まん延時における医療」を記載することとなりました。

また、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を図るための指針である「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）では、令和5（2023）年3月の改正により、「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年に向けた対応に加え、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据えた体制を構築していくことについても、医療及び介護の総合的な確保の意義とされたところです。

一方で、宮城県における「メタボリックシンドローム該当者及び予備群」の割合は、平成20（2008）年度から連続全国ワースト3位以内と「脱メタボ」が県民の課題となっています。

また、内閣府の「令和4年版高齢社会白書」によれば、宮城県の高齢化率は、令和3（2021）年時点では全国38位にとどまっていますが、飛躍的に高齢化が進む結果、令和27（2045）年には全国16位に至る見込みで、今後、慢性疾患の罹患率の増加など疾病構造の変化が想定されます。

前回の平成30（2018）年の改定から6年が経過しており、こうした医療を取り巻く環境変化や宮城県の現状と課題を踏まえた、新たな医療提供体制を構築する必要があることから、今回、第8次計画に計画変更（改正）を行いました。

2 医療計画の記載事項

医療計画の記載事項は医療法第30条の4第2項で定められており、主なものとしては、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・6事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の確保の目標と医療連携体制に関する事項、地域医療構想に関する事項、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項、医師・医療従事者の確保に関する事項等があります。

なお、医療費適正化の推進に関する事項については、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第2項及び第3項に基づき定めることとされています。

本計画では、これらの必要記載事項に加え、国の医療政策や県における医療提供体制の課題等を考慮し、県独自の記載項目を含めて計画を策定しています。

3 本計画の改正要旨

第8次計画では、国の基本方針や医療計画作成指針（令和5年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）等を踏まえ、次の新たな取組等を加味して必要な改正を行いました。

- 従来の5疾病・5事業に加え、新たに6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」に関する事項を第5編第2章第8節に設け、感染症の発生・まん延時において、速やかに、感染症医療以外の通常医療との両立を図りつつ、機動的に入院等の医療提供体制が確保できるよう、平時からの取組と感染拡大時の取組等を追加しました。あわせて、従来の各分野においても、新興感染症発生・まん延時における特筆すべき事項を追加しました。
- 二次医療圏の設定では、入院医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる国の基準に合致する医療圏を洗い出し、医療法施行規則に定められた考慮要素を踏まえ、現行区域の妥当性を検証しました。また、病床の地域的偏在を是正し、一定水準以上の医療を確保することを目的とする基準病床数について、新たに示された国の告示や地域の実情等を踏まえ、更新しました。
- 医療計画に内包される計画である「宮城県医師確保計画」（第7編第1章）及び「宮城県外来医療計画」（第9編）について、今回の改正から一体化することとしました。

第2節 基本理念

県民の医療に対する安心と信頼を確保するため、良質な医療が適切に提供される医療提供体制を確立します。

基本的方向

基本理念を実現するために、次の4つの基本的方向を柱に本計画を推進します。

1 切れ目のない医療提供体制の整備

限られた医療資源の中で、医療ニーズの変化に対応し、適切な医療を将来にわたって持続的に提供していくため、医療機能の分化と連携を推進します。

また、県民の健康の保持を図るために、次の疾病や事業等の医療連携体制の構築を推進します。

- 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
 - 医療の確保のために特に政策的な推進が必要な6事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）
 - 高齢化の進展や機能分化・連携に伴い、需要が大きく増加すると予測されている在宅医療
- さらに、地域医療を支える医療従事者の育成、定着や地域・診療科間の偏在解消に向けた取組を推進します。

2 心身の健康づくりの支援体制等の強化

みやぎ21健康プランと連携した健康づくりの支援体制を構築し、生活習慣病等の発症予防、重症化予防を推進します。

3 感染症対策の推進

これまでの新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた対策や、関係機関との連携によって迅速かつ確に対応できる体制を強化します。

4 地域包括ケアシステムの推進

医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において、在宅医療や外来医療をはじめとした「治し、支える」医療を提供できるよう、保健・医療・福祉が連携して、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

第3節 計画の位置付け

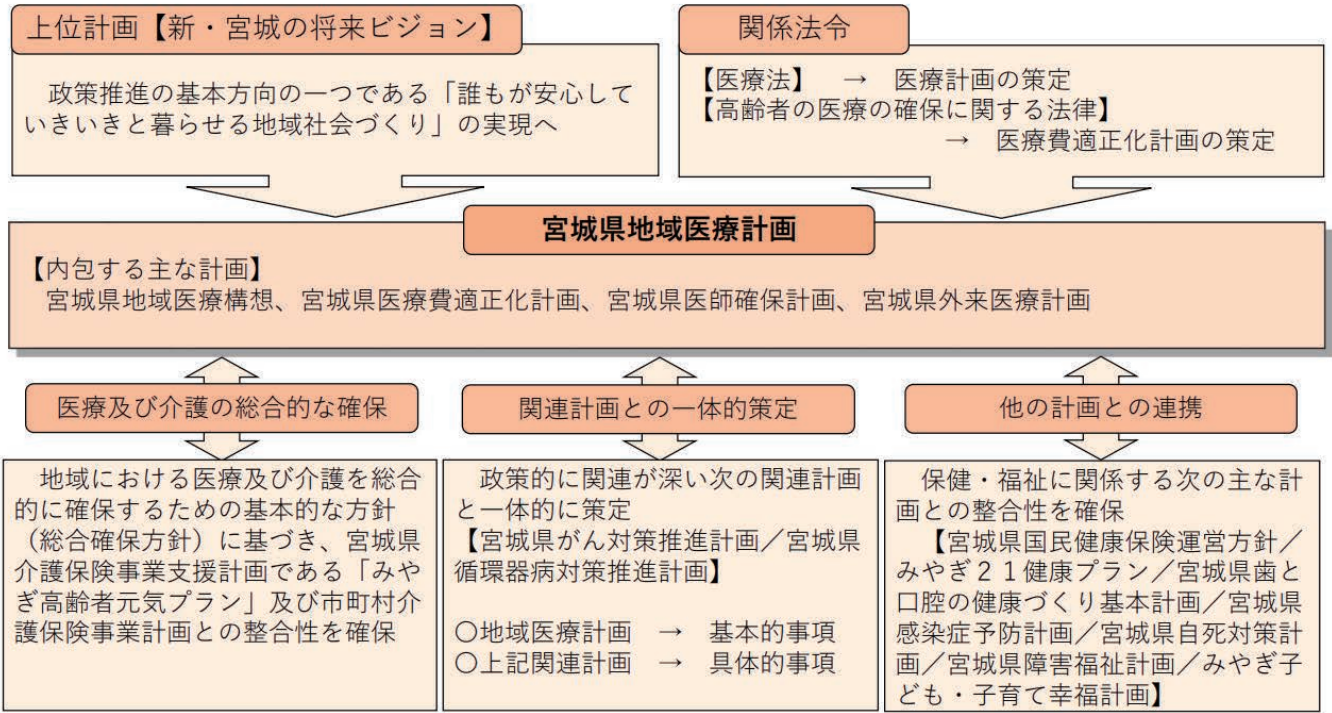
本計画は、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画です。

また、宮城県の県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「政策推進の基本方向 3 誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」の中の「取組12 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供」等の実現に向けた、保健医療に関する基本計画です。

本計画には、医療法第30条の4第2項第7号の規定による「地域医療構想」及び高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定による「医療費適正化計画」のほか、第7次計画では別冊として策定していた「宮城県医師確保計画」、「宮城県外来医療計画」を含みます。

また、本計画は、総合確保方針に基づき、宮城県介護保険事業支援計画である「みやぎ高齢者元気プラン」及び市町村介護保険事業計画との整合性を図っています。

さらに、本計画と政策的に関連の深い「宮城県がん対策推進計画」及び「宮城県循環器病対策推進計画」と一体的に策定しており、5疾病のうち、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患については、本計画に基本的事項を記載し、その具体的な内容については、それぞれの個別計画に記載しています。



第4節 計画期間及び計画変更

計画期間は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標年度とする6か年とします。

また、医療法第30条の6第2項の規定により、策定6年目の令和11（2029）年度に計画全般について調査、分析及び評価を行い、その内容を踏まえて、第9次宮城県地域医療計画への改正を行います。

さらに、在宅医療、医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項については、医療法第30条の6第1項の規定により、策定3年目の令和8（2026）年度に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画変更（第8次計画の中間見直し）を行います。

なお、社会状況や保健医療を巡る環境が大きく変化したときや数値目標の達成状況の評価等により計画変更が必要であると認めるときは、上記にかかわらず随時見直しを行います。

第8次宮城県地域医療計画

6 年 間

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
進行管理 ・次年度への反映	進行管理 ・次年度への反映	進行管理 ・次年度への反映 ・在宅医療に関する事項等の調査・分析・評価	進行管理 ・次年度への反映 ・中間見直しの施行	進行管理 ・次年度への反映	調査・分析・評価 ・次期計画への反映

第5節 関係機関等の役割分担

計画の推進に当たっては、県は、着実に自らの役割を果たすことは言うまでもありませんが、県のみならず、医療関係者、県民、市町村、保険者等が目指すべき方向に即したそれぞれの役割を認識し、役割に応じた責任を果たしていくことが重要です。

- 医療の担い手・関係団体

関係者との協議及び緊密な連携の下、地域にふさわしい医療提供体制の構築に向け、病床機能の分化及び連携について自主的な取組を進め、それぞれの有する機能に応じた医療提供を展開していくことが必要です。

また、県民が求める安全・安心な医療を提供するために、医療安全体制の整備など医療を提供する環境作りに努めるとともに、患者との信頼関係の構築に努め、患者の視点に立った医療の提供が求められます。

- 県民

生涯を通じて生き生きとした生活を送るために、健康的な生活習慣の下、日頃から特定健康診査等を積極的に受診するなど、自ら健康管理に努めることが求められます。

また、地域医療の現状を理解し、かかりつけ医等を持つなど、医療機能の分担と連携体制の構築による地域医療体制を共に支えることが期待されます。

- 市町村

住民に最も身近な行政主体として、住民のニーズを的確に把握するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの実現に必要となる在宅医療・介護、初期救急医療及び災害時医療救護活動などの体制整備や、住民への情報提供や啓発など、地域医療体制の維持・充実に向けた主体的な取組が期待されます。

- 県

基本理念に掲げた「県民の医療に対する安心と信頼を確保するため、良質な医療が適切に提供される医療提供体制を確立する」ことを目指し、関係機関と密接な連携を図り、その協力の下に、計画に掲げている施策を積極的に推進していきます。

また、保険者協議会を通じて保険者等の取組を促進し、国民健康保険の財政運営の責任の主体として医療費適正化を推進します。

- 保険者等

加入者の資格管理や保険料の徴収等、医療保険を運営する主体としての役割に加え、保健事業等を通じた加入者の健康管理や医療の質及び効率性向上のための医療提供体制側への働きかけを行うなど、保険者機能の強化を図ることが期待されます。

第6節 関係機関等の連携体制

本計画の推進に当たっては、関係者がそれぞれの役割を果たすほか、多様な主体が連携し、一体となって取組を実施することが必要です。このため、県では、医療計画を推進するための連携体制を整備しています。

1 宮城県医療審議会医療計画部会

- 医療法第30条の4第17項の規定により、都道府県が医療計画を定め、又は計画変更を行うときは、あらかじめ医療審議会の意見を聴くこととされています。
- また、医療法施行令第5条の2第1項の規定により、医療審議会には部会を置くことができるとされており、宮城県では、医療計画の進捗管理を継続的に行うため、医療計画に関する事項を専門的に審議する常設部会として「宮城県医療審議会医療計画部会」を設置しています。

2 宮城県地域医療構想調整会議

- 医療法第30条の14の規定に基づき、地域医療構想の推進のために必要な事項について、診療に関する学識経験者の団体、その他の医療関係者等との協議の場として、構想区域ごとに設置しています。
- 宮城県では、地域医療構想の推進に向けて、様々な視点から分析したデータを共有するとともに、地域にふさわしい医療提供体制の構築に向けた議論を行っています。

3 宮城県保険者協議会

- 高齢者の医療の確保に関する法律第157条の2第1項の規定に基づき、加入者の高齢期における健康の保持及び医療費適正化のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力のため、都道府県ごとに設置されています。
- 宮城県保険者協議会では、住民・加入者の健康増進と医療費適正化に向けて、本計画に内包している宮城県医療費適正化計画の協議や、特定健診・特定保健指導等の実施率向上に関する広報、生活習慣病・メタボリックシンドロームの予防・改善に向けた研修などの活動を行っています。

4 地域医療対策委員会等

- 保健所単位で各地域医療対策委員会（仙台市では「地域医療対策協議会」）を設置しており、健康寿命の延伸、生活習慣病対策、救急医療体制の確保などの地域課題の解決に向けて、ワーキンググループによる協議や研修会などの普及啓発活動など、地域医療の確保を図るための各種事業に取り組んでいます。

5 各疾病・事業における協議会等

分野ごとに有識者や医療者等による協議会を設置し、専門的な見地から本計画の推進に向けた協議を行っています。

5 疾病	宮城県がん対策推進協議会、宮城県循環器病対策推進計画策定懇話会、宮城県精神保健福祉審議会
6 事業	宮城県救急医療協議会、宮城県感染症対策委員会、宮城県へき地保健医療対策検討会、宮城県周産期医療協議会、宮城県小児医療協議会
在宅医療	宮城県在宅医療推進検討会
医師の確保	宮城県地域医療対策協議会
外来医療に係る医療提供体制の確保	宮城県地域医療構想調整会議

第7節 計画の実績評価

1 医療計画の進行管理

- 医療計画に定めた分野ごとの目的等を着実に達成するため、毎年度、設定した指標の進捗や達成状況を把握・評価することとします。
- さらに、必要に応じて、疾病・事業ごとの協議会等で進捗確認を行うとともに、毎年度、宮城県医療審議会医療計画部会に報告します。また、各地域に関連する事項については、各地区の「地域医療対策委員会」（仙台市では「地域医療対策協議会」）においても適宜報告していきます。

2 医療費適正化計画の進行管理

- 第10編「医療費適正化の推進」については、高齢者の医療の確保に関する法律第11条第1項の規定に基づく、年度ごとの進捗状況の把握を行うほか、同条第2項の規定により、次期計画の作成に資するため、計画最終年度の令和11（2029）年度に計画の進捗状況の調査及び分析を行います。
- また、同法第12条第1項の規定により、計画最終年度の翌年度である令和12（2030）年度に計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、計画の実績に関する評価を行います。